

報告事項キ

鳥取県青少年健全育成条例の一部改正素案とパブリックコメントの中間結果について

鳥取県青少年健全育成条例の一部改正素案とパブリックコメントの中間結果について、別紙のとおり報告します。

平成19年10月12日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

鳥取県青少年健全育成条例の一部改正素案と

パブリックコメントの中間結果について

青少年・文教課

家庭・地域教育課

現在、鳥取県青少年健全育成条例の一部改正に伴うパブリックコメントを実施中であるが、現時点での条例改正案と寄せられている意見を報告する。

1 条例改正素案

別冊のとおり

2 パブリックコメントの中間結果

(1) 実施期間

平成19年9月10日（月）から10月10日（水）までの31日間

(2) 応募意見（9月27日現在）

ア 応募数

19件

イ 主な意見

【インターネット利用環境の整備】

- 青少年育成に携わる者（学校の関係者など）に対するフィルタリング活用義務化は削除すべき。元々、保護者の責務で学校の関係者の義務ではない。
- 携帯電話販売事業者に対するフィルタリング機能を付加した機器を販売する努力義務を情報提供義務に留めて欲しい。
- フィルタリングで排除する情報はどのようなものを想定しているのか。
- 携帯電話の販売は、居住地主義ではなく、全国展開であることから、鳥取県だけ厳しくしても、簡単に他県での契約、購入ができる。
- 携帯電話やパソコンは大変便利だが大変危険なツールでもある。便利になるばかりのツールに規制が追いつかない「ラグ」が生じている。ラグを少なくすべく規制等の整備は大変ありがたく、嬉しく感じる。
- フィルタリングが50万円の罰金とあったが、なぜ努力義務でいけないのか、なぜ他県と違うことをするのか。
- こんな規制は必要ない。子どもが自分の判断で有害サイトにアクセスし、結果的に犯罪に巻き込まれても仕方がないことだ。その保護は親が責任をもってすることだ。

【保護者の責務】

- 自分の子供が手に負えない親が多すぎる。学校、地域、公共施設などに責任をなすりつけている。親自身の改善が一番必要だ。
- 努力義務を明文化することは賛成である。併せて、成人がルールやマナーを尊重する意識を向上させるための再教育が必要だ。
- 昔も今も子どもの本質は変わっておらず、大人が変わったから子どもも変わった。保護者の責務は大切なことだが、親を教育する場が大切だ。
- 生活習慣の改善の必要性と改善方法等、事例をもとに勉強会を開催する必要性がある。

【青少年の深夜入場制限】

- 未成年者の22時以降の入店は既に断っている。20歳以上の同伴があっても保護者でない限り断るようにしている。
- 公共交通機関が使えない時間帯になれば犯罪に結びつくので、深夜の定義を午後11時から午後10時に変更できないか。

【その他（全体）】

- 学校から一定の距離内及び通学路に面したたばこの自動販売機を撤去するように条例に入れて欲しい。
- 業者に対する規制強化は当然だが、子どもたち自身へのペナルティ強化も必要である。併せて、善行者の子どもには褒める制度を強化すべき。
- 全体的に賛成。
- 最良の方法ではないが、罰則を新設したり、重くすることは青少年を取り巻く環境を浄化することにつながる。違反業者に対しては、氏名等を公開し、公共の場においてその理由を釈明させることが効果的である。

3 今後の予定

- 県議会での議論やパブリックコメントなど県民の議論を踏まえて検討
- 鳥取県青少年問題協議会における審議（11月1日）
- 鳥取県議会11月定例会に条例の改正案を提案
- 周知期間を経て、平成20年4月、条例の施行